

滋賀県環境影響評価条例新旧対照表(案)

旧	新
<p>第1条～第52条 省略 (適用除外)</p> <p>第53条 省略 (新設)</p> <p>第54条以下 省略</p>	<p>第1条～第52条 省略 (適用除外)</p> <p>第53条 省略</p> <p><u>2 第2章の2の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の11に規定する整備については、適用しない。</u></p> <p>第54条以下 省略</p>